

広島県告示第百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所において、令和七年三月十一日までの間、縦覧に供する。

令和七年二月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

四三三号

三 道路の区域

区 間		新旧 の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
山県郡北広島町戸谷字狼迫二〇一八番三地 先から 山県郡北広島町戸谷字狼迫二〇一七番地先 まで	旧	四・四〇〃五 ・五〇	四・四〇〃一 四・四〇	三五・四〇	拡幅 一般国道四 三四号と重 複
	新			三五・四〇	

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

四三四号

三 道路の区域

区 間		新旧 の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
山県郡北広島町戸谷字狼迫二〇一八番三地 先から 山県郡北広島町戸谷字狼迫二〇一七番地先 まで	旧	四・四〇〃五 ・五〇	四・四〇〃一 四・四〇	三五・四〇	拡幅 一般国道四 三三号と重 複
	新			三五・四〇	